

H20. 9. 9 原案可決

関西国際空港に係る平成21年度概算要求に対する意見書

関西国際空港は、関西発展のための中核となる国際拠点空港として極めて重要な役割を果たす空港であり、和歌山県にとっても国土軸・国際軸に位置していくために必要不可欠な空港である。

この観点から、本県は、騒音問題等多様な意見はあったものの、「大阪国際空港の廃止を前提」とした昭和49年の航空審議会答申や、昭和56年に運輸省から示された関西国際空港の計画案等を前提として、関西国際空港の建設に同意したものである。

その後、1期事業はもちろんのこと2期事業の推進に全面的に協力した結果、関西国際空港は2本の長距離路滑走路を備え、完全24時間運用を実現したものの、滑走路等の航空機の離着陸に必要な最小限の施設のみで運用しているところである。しかしながら、「アジアそして世界と関西を結ぶゲートウェイ」「日本初の国際貨物ハブ空港」としての機能を有する国際拠点空港を実現するためには、ターミナル機能の充実、国際貨物施設の整備などの2期事業を長期的視点に立って計画的に進めていかなければならない。

しかるに、この度、関西国際空港の2期事業に係る施設整備、用地造成などの建設事業費を国土交通省が平成21年度概算要求に盛り込まないことは、関西国際空港の建設が始まって以来の前代未聞の事態であり、計画的に整備を進める観点から極めて遺憾である。

このため、関西国際空港の2期事業を積極的に推進するうえから、平成21年度においても建設事業費を予算化するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月9日

和歌山県議会議長 大沢 広太郎

(意見書提出先)
国土交通大臣